

浜田市再犯防止推進計画 (案)

令和 ● 年 ● 月
島根県 浜田市

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 計画の概要、策定にあたって | 2 |
| (1) | 計画策定の目的 | 2 |
| (2) | 計画の策定体制 | 3 |
| (3) | 計画の位置づけ | 3 |
| (4) | 計画の期間 | 4 |
| (5) | 計画に基づく再犯防止施策の対象者 | 4 |
| 2 | 地域における再犯防止を取り巻く状況 | 5 |
| (1) | 犯罪統計データ | 5 |
| (2) | 再犯率の推移 | 9 |
| (3) | 保護観察の実施状況 | 11 |
| (4) | 起訴猶予の状況（※全国の状況） | 12 |
| (5) | 島根あさひ社会復帰促進センターについて | 13 |
| (6) | 市民アンケート調査 | 16 |
| 3 | 基本方針及び重点課題 | 19 |
| (1) | 基本方針 | 19 |
| (2) | 重点課題 | 20 |
| 4 | 取組施策 | 21 |
| (1) | 就労・住居の確保等のための取組 | 21 |
| (2) | 保健医療・福祉サービスの利用促進 | 22 |
| (3) | 学校等と連携した修学支援の実施等 | 22 |
| (4) | 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等 | 23 |
| (5) | 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進等 | 23 |
| (6) | 国や県・民間団体等との連携強化等 | 24 |
| 5 | 推進体制 | 24 |
| 6 | 資料編 | 25 |
| | 資料 1 再犯の防止等の推進に関する法律 | 25 |
| | 資料 2 再犯防止推進計画（政府計画） | 30 |
| | 資料 3 浜田市保健医療福祉協議会 | 31 |
| | 資料 4 浜田市再犯防止推進計画策定専門部会 | 32 |

1 計画の概要、策定にあたって

(1) 計画策定の目的

我が国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに、平成15年以降は一貫して減少しており、令和2年は61万4,231件と戦後最小を更新しています。

一方で、再犯者の人員は平成18年をピークとしてその後は漸減状態にありますが、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成期以降で最も高い49.1%となりました。

全犯罪者の約3割にとどまる再犯者によって約6割の犯罪が行われていることが明らかとなったこともあり、安全・安心に暮らすことができる社会を構築する上で、再犯防止は重要な課題となっています。

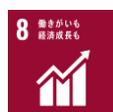
こうした中、平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、国については、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し実施する責務があり、地方公共団体についても、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を策定し実施する責務があることが明確化されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

本市においても、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするため「浜田市再犯防止推進計画」を策定します。

『SDGs（エスディージーズ）』

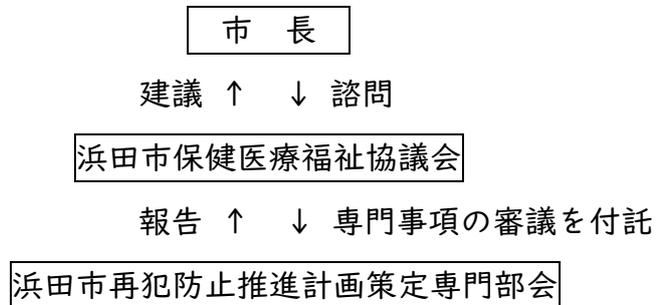
国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」の略称で、17の目標と169のターゲットから構成され、国としても積極的に取り組んでいます。

再犯の防止等の推進は、犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取り組みでもあり、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に資するものです。



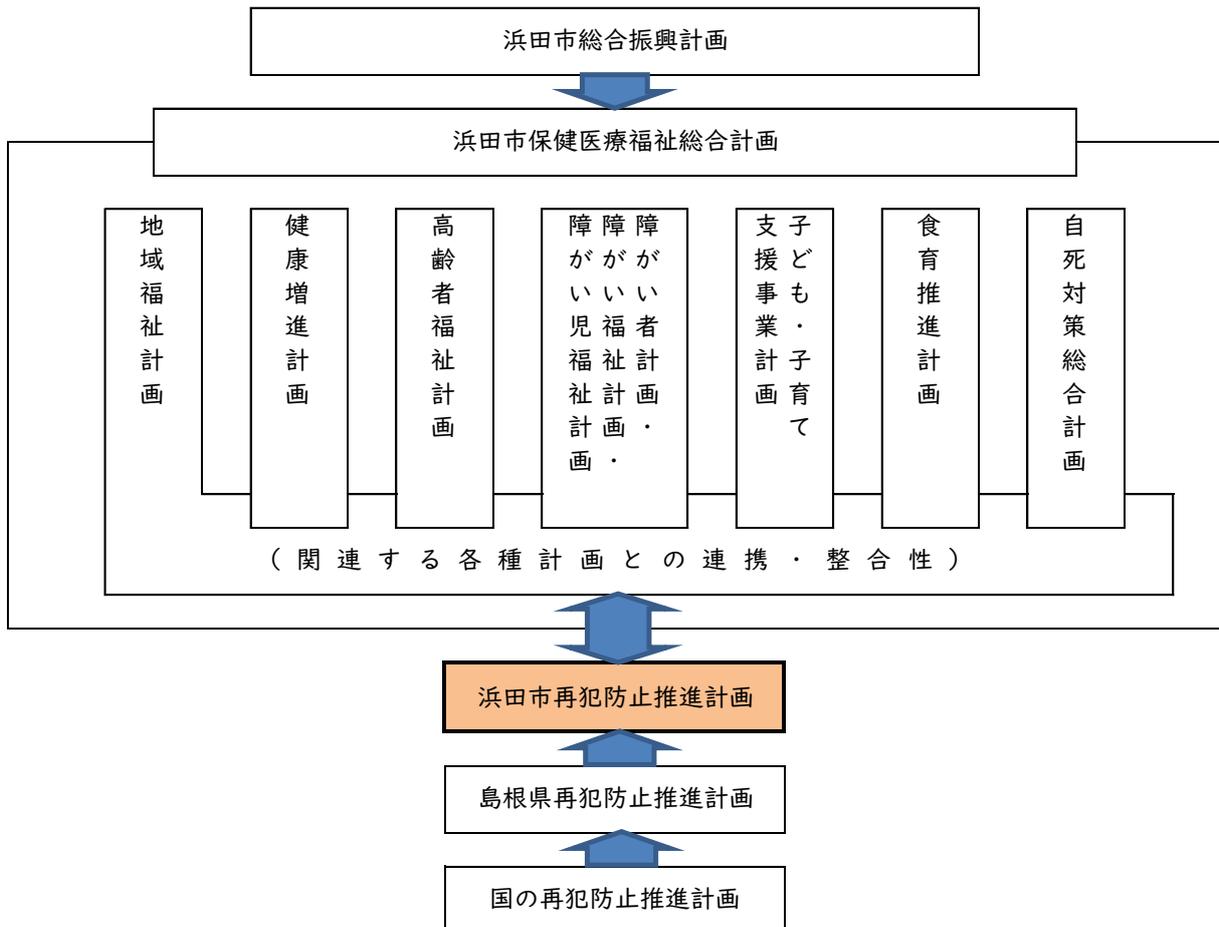
(2) 計画の策定体制

本市では、以下の組織体制で計画を策定しており、本計画は浜田市再犯防止推進計画策定専門部会において審議を行いました。また、関係部局と連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(3) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条1項に規定される「地方再犯防止推進計画」として策定します。



(4) 計画の期間

令和4年度から令和9年度までの6年間の計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

□各計画の計画年度

| | | H30 | R01 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 |
|---------------|------|------------------|-----|-----|-----------------------|-----|-----------|-----|
| 浜田市総合振興計画 | 基本構想 | H28~37(R07)年度 | | | | | | |
| | 基本計画 | 前期：H28~33(R03)年度 | | | 後期：H34(R04)~37(R07)年度 | | | |
| 浜田市保健医療福祉総合計画 | | H30~34(R04)年度 | | | | | 次期計画 | |
| 浜田市地域福祉計画 | | H30~34(R04)年度 | | | | | 次期計画 | |
| 浜田市再犯防止推進計画 | | | | | | | R04~R09年度 | |
| 島根県再犯防止推進計画 | | | | | | | R03~R07年度 | |
| 国の再犯防止推進計画 | | H30~34(R04)年度 | | | | | 次期計画 | |

(5) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは犯罪をした者又は非行少年、非行少年であった者と規定されており、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されていません。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれています。

犯罪をした者等の全てが矯正施設に入所することはありません。保護観察官や保護司が更生に向けた指導や支援を行う保護観察についても、全員が対象となることはありません。

犯罪をした者等の多くは矯正施設に入所することなく、刑事司法手続きの様々な段階において地域社会に戻り、犯罪行為をする前と同様の社会生活を送ることとなります。

2 地域における再犯防止を取り巻く状況

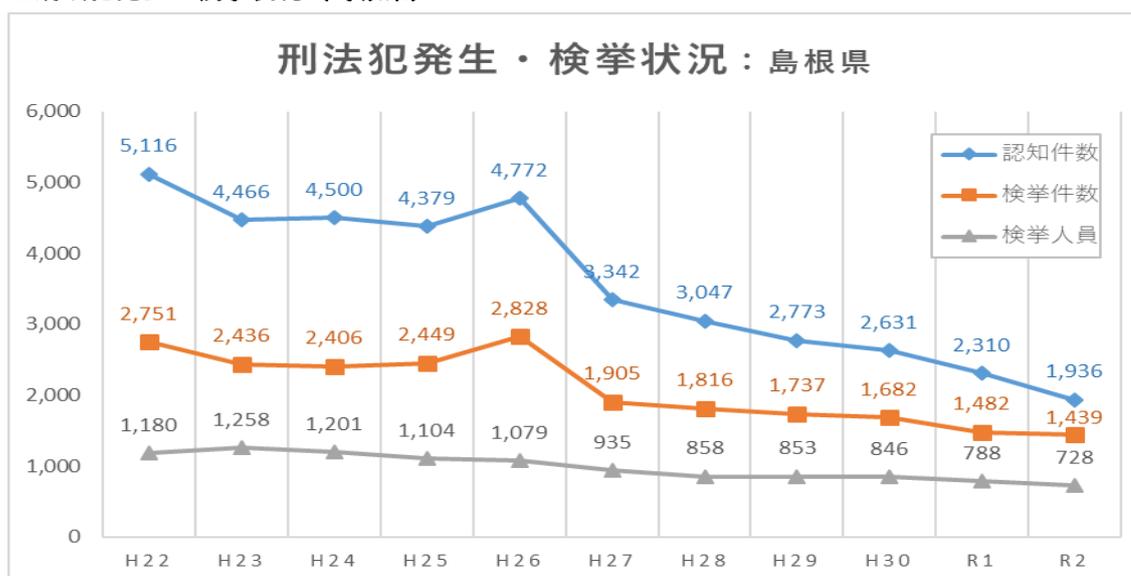
(1) 犯罪統計データ

ア 刑法犯認知件数の推移

① 島根県の状況

令和2年の認知件数は1,936件で、ピーク時（平成15年：9,217件）の約21%にまで減少しています。

□ 刑法犯発生・検挙状況（島根県）

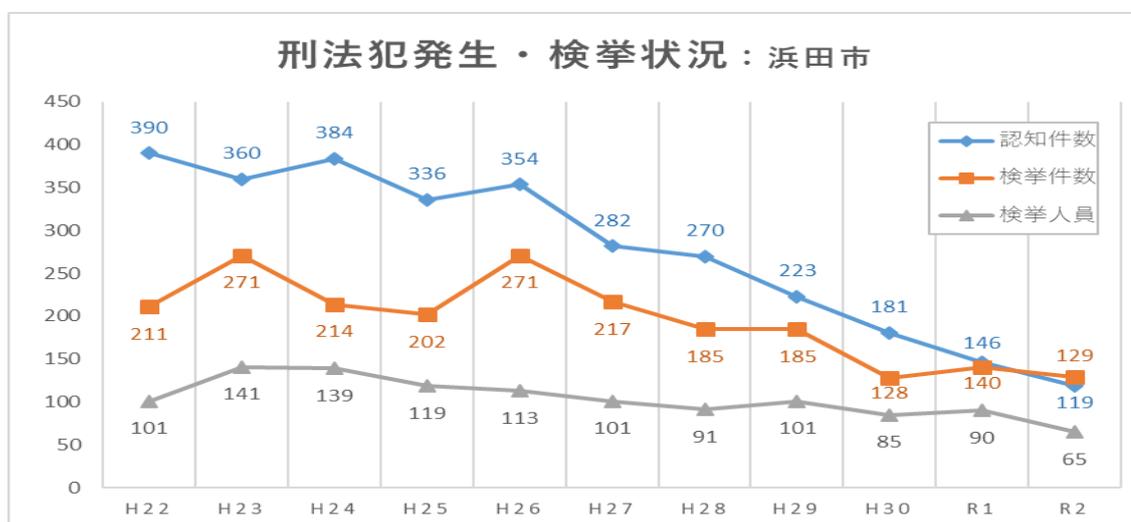


（「令和2年版安全安心の都 浜田」を元に浜田市作成）

② 浜田市の状況

令和2年の認知件数は119件で、ピーク時（平成13年：939件）の約13%にまで減少しています。

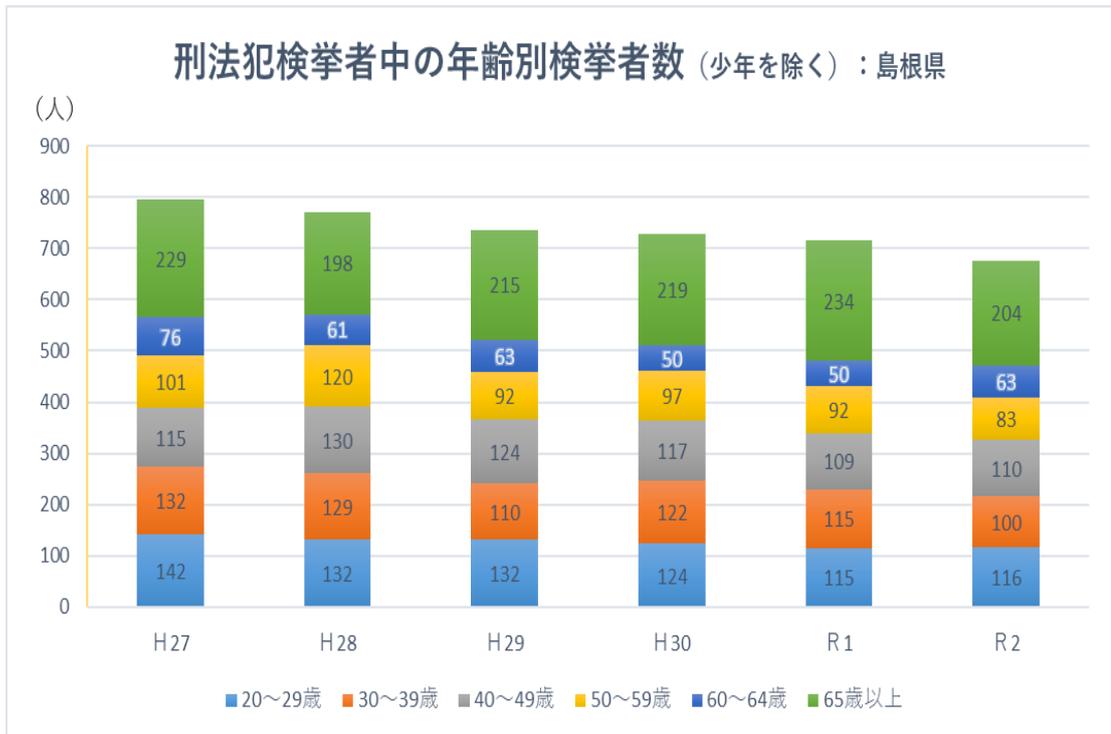
□ 刑法犯発生・検挙状況（浜田市）



（「令和2年版安全安心の都 浜田」を元に浜田市作成）

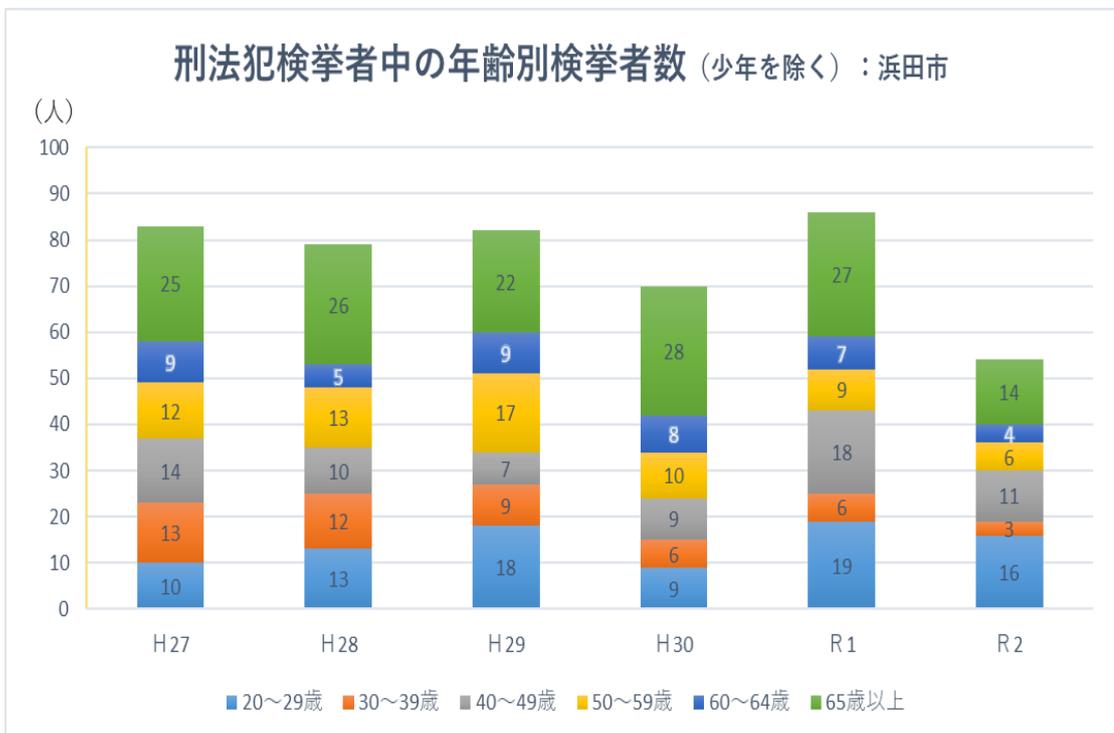
イ 刑法犯検挙者中の年齢別検挙者数（少年を除く）の推移

① 島根県の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

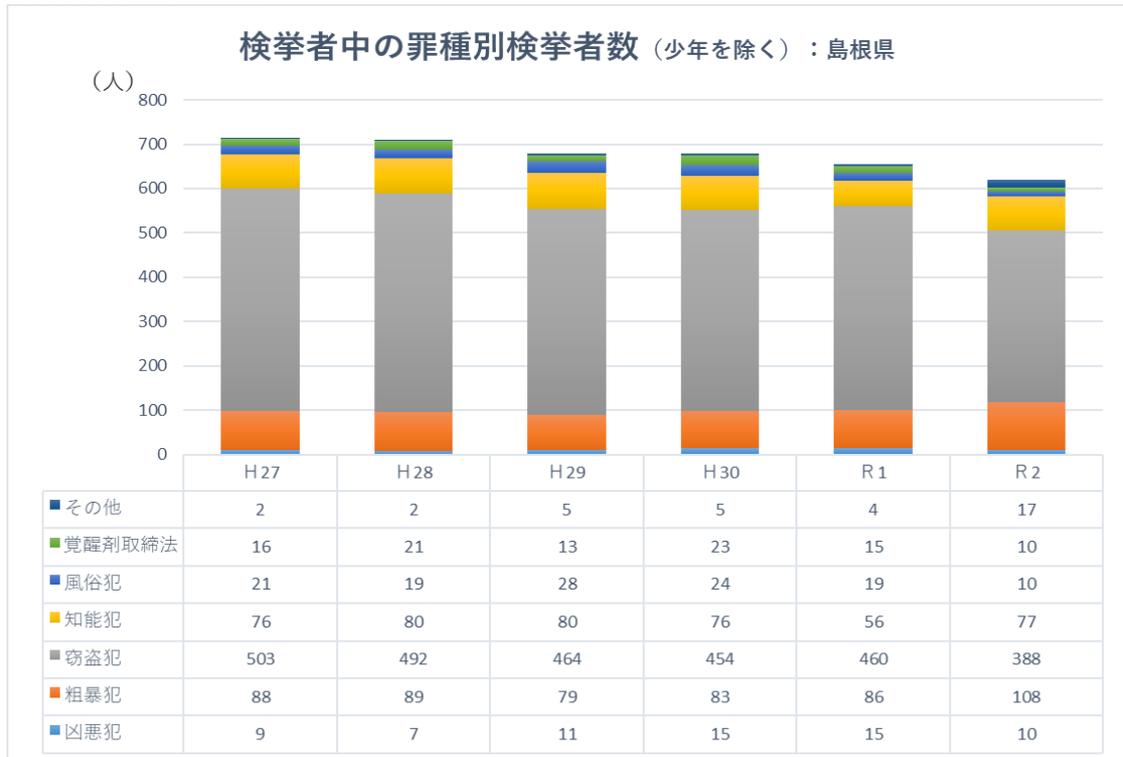
② 浜田市の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

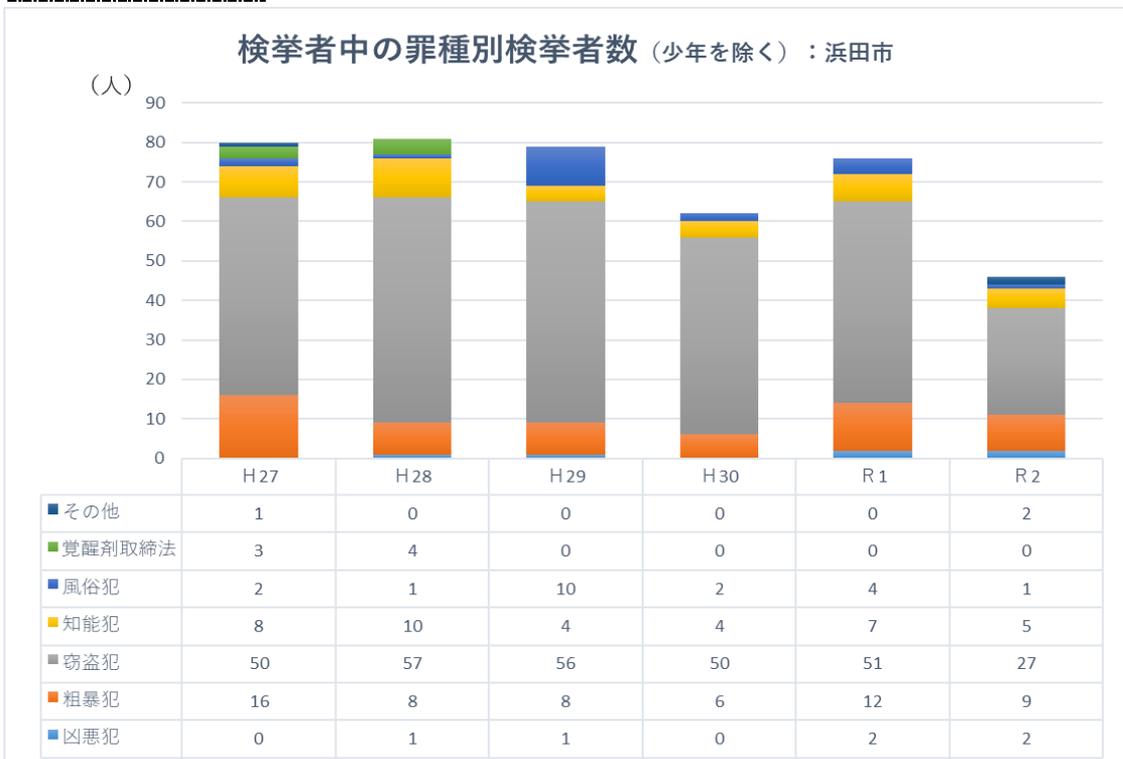
ウ 検挙者中の罪種別検挙者数（少年を除く）の推移

① 島根県の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

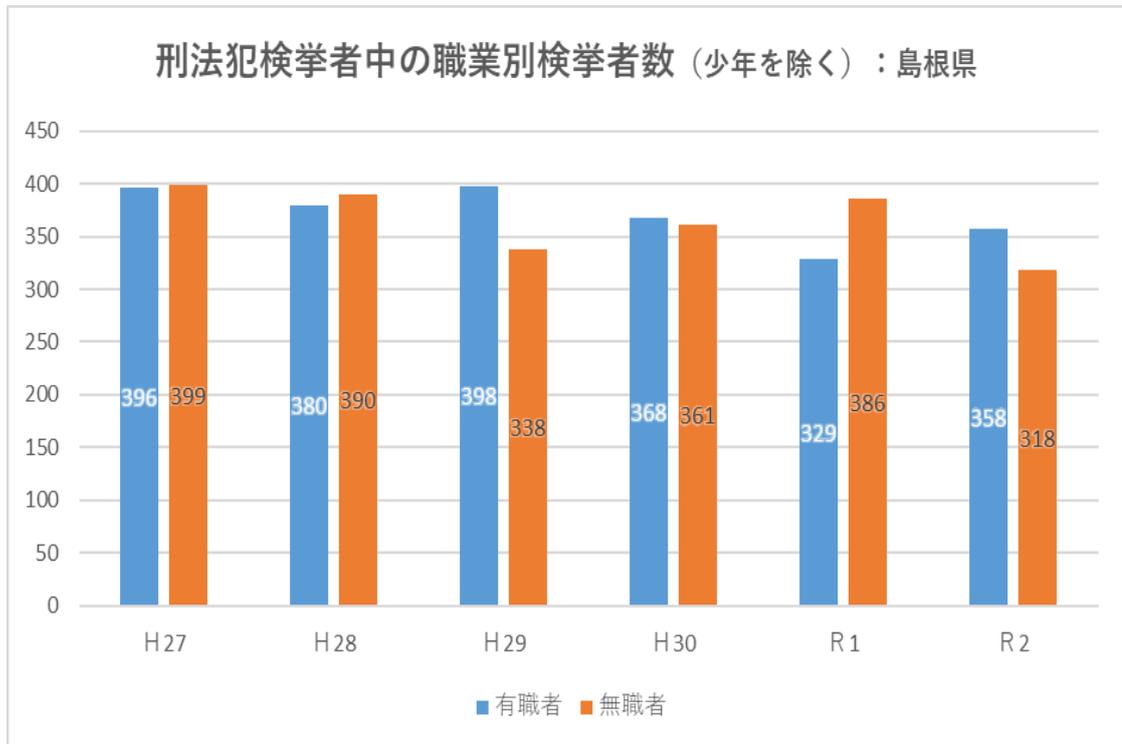
② 浜田市の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

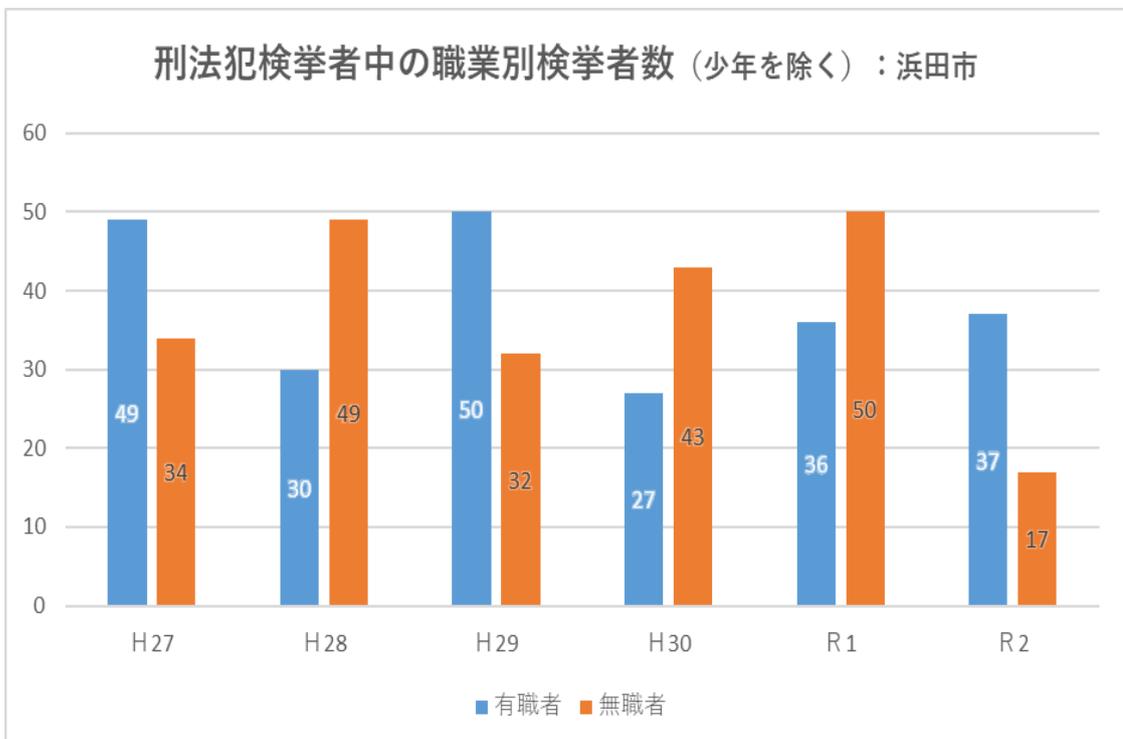
エ 刑法犯検挙者中の職業別検挙者数（少年を除く）の推移

① 島根県の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

② 浜田市の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

(2) 再犯率の推移

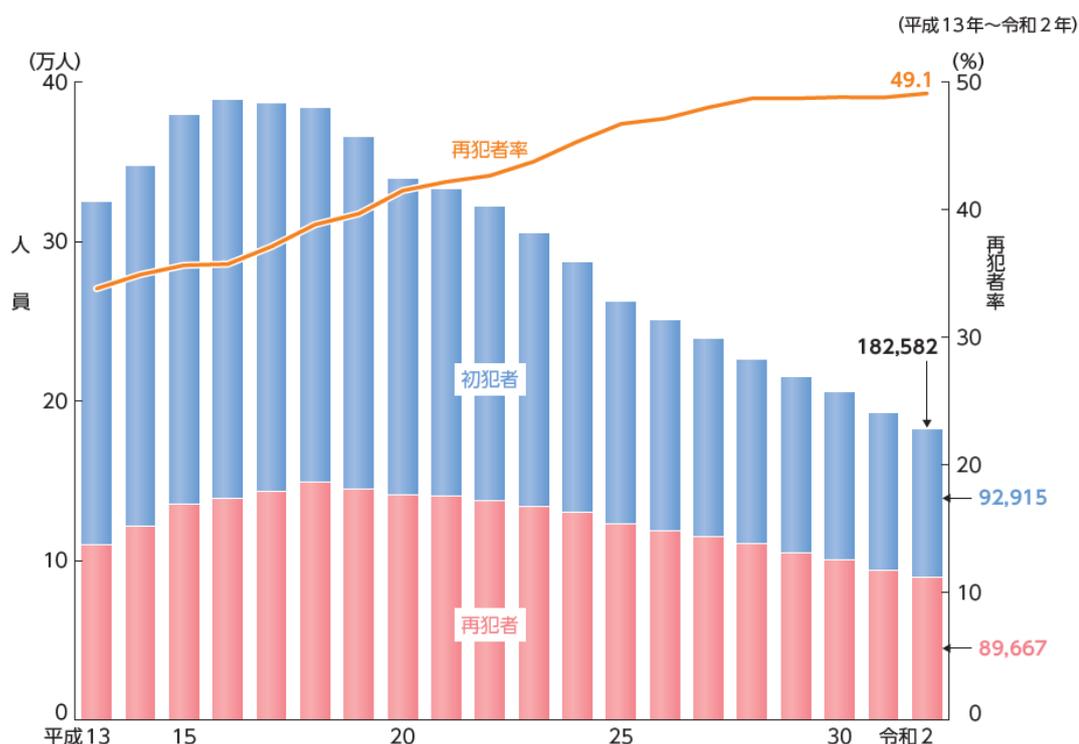
<全国的な状況>

再犯者の人員は、平成8年(8万1,776人)を境に増加し続けていましたが、平成18年(14万9,164人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和2年は平成18年と比べて39.9%の減少となっています。

他方、初犯者の人員は、平成12年(20万5,645人)を境に増加し続けていましたが、平成16年(25万30人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和2年は平成16年と比べて62.8%の減少となっています。

再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降上昇し続けていましたが、令和元年はわずかに低下したものの、令和2年は49.1%(前年比0.3pt上昇)となっています。

□刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

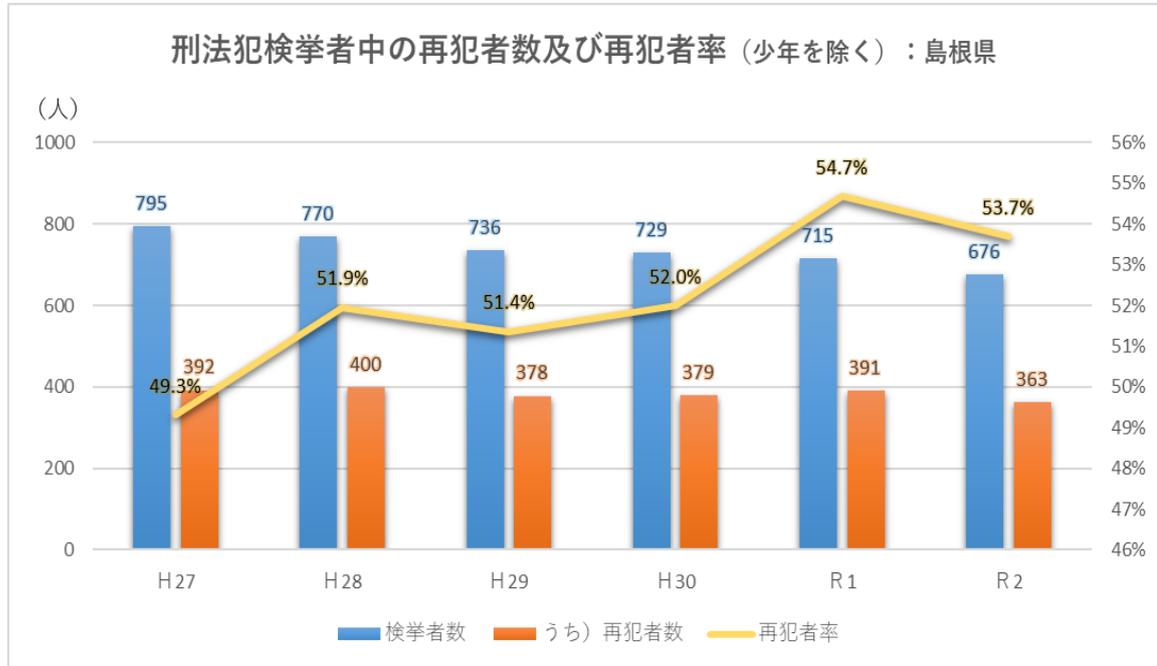
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(出典：令和3年版犯罪白書 234頁)

① 島根県の状況（少年を除く）

令和2年の検挙者数は676人、そのうち再犯者数は363人であったことから再犯者率は53.7%となっています。

□ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）：島根県

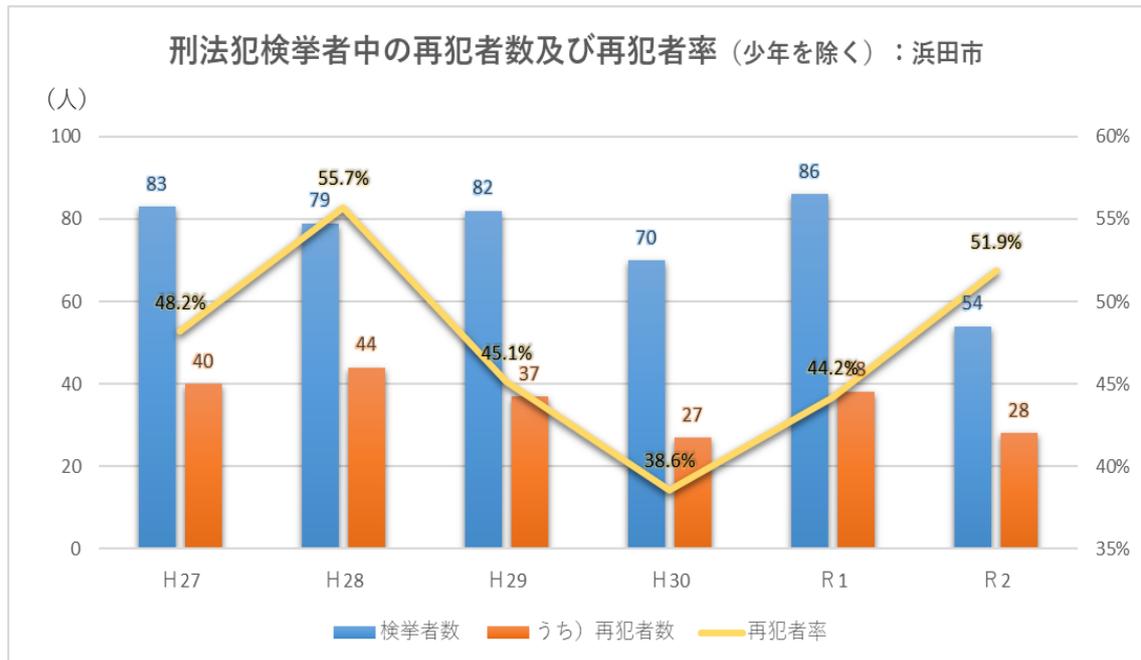


(法務省矯正局提供データを基に浜田市作成)

② 浜田市の状況（少年を除く）

令和2年の検挙者数は54人、そのうち再犯者数は28人であったことから再犯者率は51.9%となっています。

□ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）：浜田市



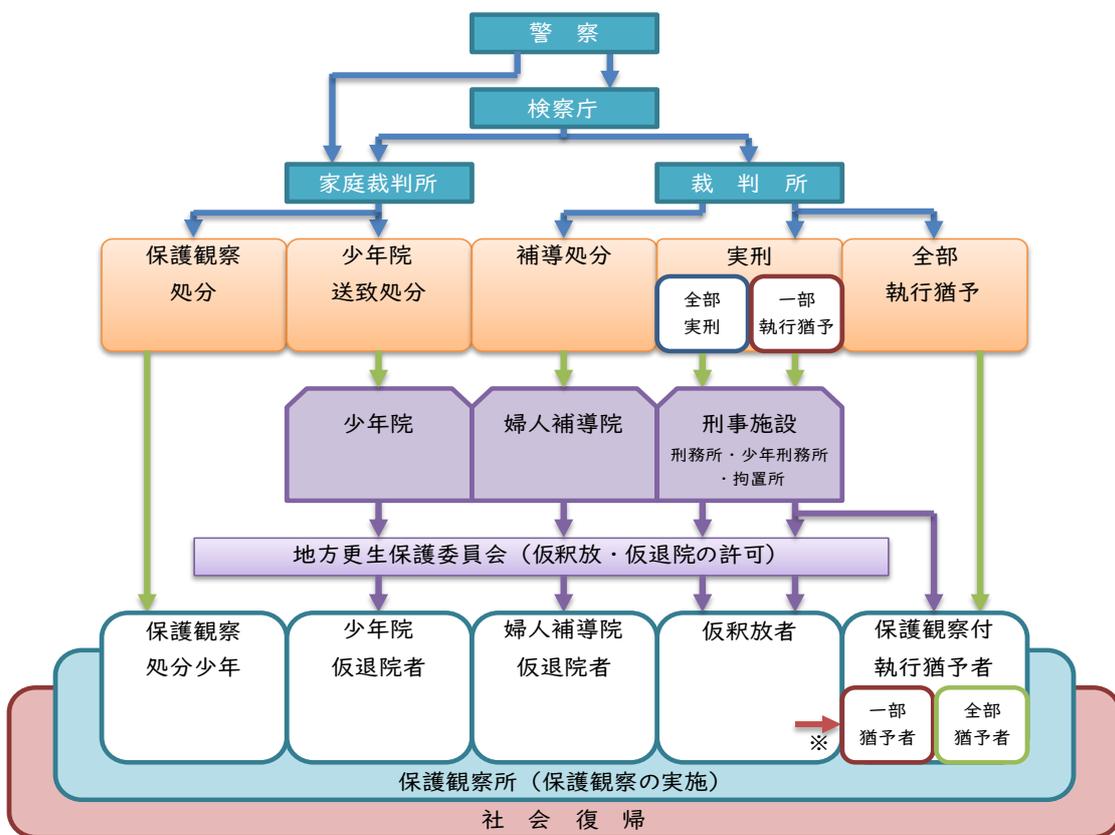
(法務省矯正局提供データを基に浜田市作成)

(3) 保護観察の実施状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、少子化の進行の影響で、島根県、浜田地区とも5年前に比べて減少しています。

保護観察付執行猶予者については、島根県では減少しているものの、浜田地区においては増加しています。

□ 刑事司法手続の流れと保護観察の実施状況（島根県及び浜田地区）



※保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部執行猶予期間中の保護観察が開始されます。

(出典：法務省「更生保護～地域社会とともに歩む～」)

| 区分 | | 保護観察 処分少年 (1号観察) | 少年院 仮退院者 (2号観察) | 婦人補導院 仮退院者 (5号観察) | 仮釈放者 (3号観察) | 保護観察付 執行猶予者 (4号観察) | 合計 |
|------|-----|------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------|--------------------------|-----|
| 島根県 | RO1 | 24 | 5 | --- | 35 | 48 | 112 |
| | H26 | 58 | 11 | --- | 19 | 61 | 149 |
| | 増減 | △34 | △6 | --- | 16 | △13 | △37 |
| 浜田地区 | RO1 | 4 | 0 | --- | 2 | 9 | 15 |
| | H26 | 8 | 0 | --- | 1 | 2 | 11 |
| | 増減 | △4 | 0 | --- | 1 | 7 | 4 |

(松江保護観察所提供データを基に浜田市作成)

(4) 起訴猶予の状況（※全国の状況）

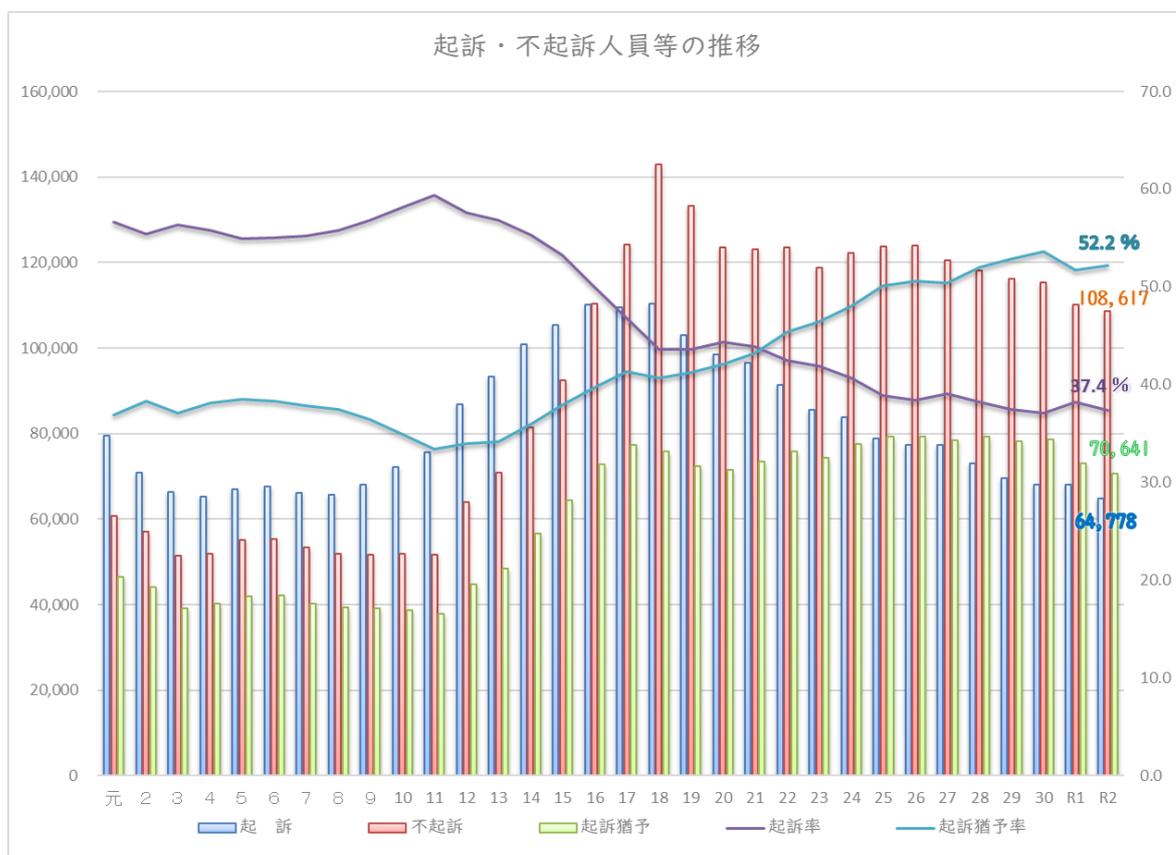
起訴猶予とは、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないものとされています。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（平成以降）を刑法犯で見ると、下図のとおりとなっています。

平成期における起訴猶予人員は、平成11年の37,923人以降増加基調にあり、平成25年には79,248人となりました。その後は8万人弱で横ばい状況となっており、令和2年は70,641人となっています。

一方で、起訴人員は、平成18年の110,298人以降減少を続けており、令和元年は68,056人となっています。平成25年以降は、起訴猶予人員が起訴人員を上回るようになっていきます。起訴猶予率は、平成11年以降、おおむね上昇を続けており、令和2年には、52.2%となっています。

□起訴・不起訴人員等の推移



(令和3年版犯罪白書データを基に浜田市作成)

平成元年・15年・令和2年における不起訴処分を受けた者（道交違反を除く特別法犯を含む。）の理由別人員は、下表のとおりとなっています。

令和2年に起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成15年と比べ3.3pt、平成元年と比べ7.9pt、それぞれ低くなっています。

□不起訴人員（理由別）

| 区分 | 総数 | 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | 告訴の取消し等 | 心神喪失 | その他 |
|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 平成元年 | 79,389 | 61,394 | 12,100 | 1,937 | 478 | 3,480 |
| | 100.0% | 77.3% | 15.2% | 2.4% | 0.6% | 4.4% |
| 平成15年 | 121,641 | 88,560 | 22,865 | 4,299 | 400 | 5,517 |
| | 100.0% | 72.8% | 18.8% | 3.5% | 0.3% | 4.5% |
| 令和2年 | 152,569 | 105,986 | 33,539 | 6,064 | 367 | 6,613 |
| | 100.0% | 69.5% | 22.0% | 4.0% | 0.2% | 4.3% |
| 平成元年比 | --- | △7.9pt | 6.7pt | 1.5pt | △0.4pt | △0.0pt |
| 平成15年比 | --- | △3.3pt | 3.2pt | 0.4pt | △0.1pt | △0.2pt |

（令和3年版犯罪白書データを基に浜田市作成）

(5) 島根あさひ社会復帰促進センターについて

ア 概要

島根あさひ社会復帰促進センターは、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者等、2,000名を収容する施設となっており、その中には、身体障がい者や精神・知的障がい者等、特別なケアを要する者も含まれています。

島根あさひ社会復帰促進センターでは、受刑者の再犯防止を最優先課題としてさまざまな取り組みが実施されており、欧米で再犯率の低下が実証されているプログラムを導入するなど、独自のプログラムが展開されています。

受刑者の教育においては、犯罪行動の変化や社会的態度の変化を目指し、施設環境全体を回復、更生への手段とみなし、生活全体を学びの場とする「回復（治療）共同体」、犯罪行為につながる思考や感情、その背景にある価値観や構えをターゲットとして、効果的に変化を促進する「認知行動療法」、社会の一員であることを意識し、加害行為の責任を引き受ける力を養う「修復的司法」の考え方が教育の3つの柱にすえられています。



イ 地域と連携した各種取組

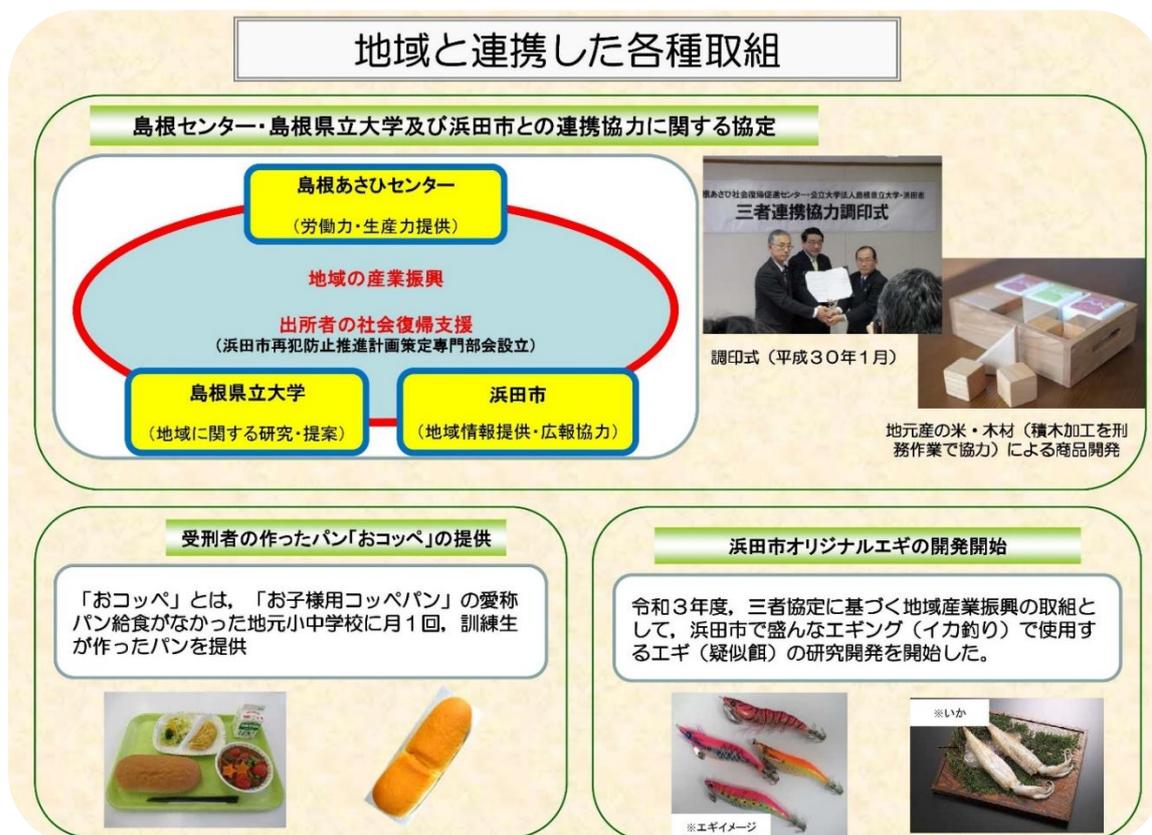
平成30年1月、島根あさひ社会復帰促進センター、島根県立大学及び浜田市との間で、島根あさひ社会復帰促進センターの資源(労働力、生産力)を活用した新たな地域貢献策に関する協定を締結しています。

平成30年から、島根あさひ社会復帰促進センターからの提案により、パン給食がなかった地元小中学校に、受刑者が職業訓練で製造したコッペパン(愛称「おコッペ」)を、月に1回、学校給食として提供(初回提供:平成30年1月25日)しています。毎年度1回、中学校生徒と受刑者がメッセージ交換を実施しており、生徒からは「ふわふわでおいしい」と好評です。

令和2年2月には、地域特産品である坂本米と地元産木材を使用した積み

木（一部は刑務作業）を組み合わせ、お食い初め用商品「喜ばこ（kibaco）～あさひのお食い初めセット～」を開発し、販売を開始しました。

令和3年度は、浜田市で盛んなイカのエギング釣りの餌木（エギ）に注目し、「浜田市オリジナルエギ」の開発に向けて、共同研究を開始しました。



また、平成21年10月から、地域住民の方々と受刑者が、お互いにペンネーム（匿名）で、月に1回程度の手紙のやりとりを4か月に渡って行う「文通プログラム」を実施しています。

この「文通プログラム」は、地域住民の方々が受刑者の改善更生のために地域としてできることはないだろうかとの思いから始まりました。

文通を通じて互いに理解し合える関係をつくり、受刑者の自信や出所後の生活への意欲を高めること、そして地域住民の方々に島根あさひ社会復帰促進センターへの理解を深めていただくことを目的としています。

(6) 市民アンケート調査

市民の意見等を調査し、計画づくりの参考とすることを目的に、島根あさひ社会復帰促進センター・島根県立大学・浜田市との3者連携協定に基づき、アンケート調査を行いました。

■一般対象アンケート

| | |
|--------|--------------------------------|
| 調査対象者 | 令和3年(2021年)8月1日現在、市内在住の18歳以上の方 |
| 調査数 | 1,200名(無作為抽出) |
| 調査方法 | 郵送による配付回収 |
| 調査時期 | 令和3年(2021年)9月10日~9月27日 |
| 調査票回収数 | 511名(回収率 42.6%) |

■実施体制

| | |
|------------|--------------------|
| アンケート設計、集計 | 島根県立大学総合政策学部 豊田研究室 |
| 実施までの支援 | 島根あさひ社会復帰促進センター |
| 無作為抽出、発送準備 | 浜田市健康福祉部地域福祉課 |

■島根あさひ社会復帰促進センター、島根県立大学、浜田市との連携協定概要

| |
|--|
| (目的) 第1条 この協定は、(中略)包括的な連携のもと、効果的な産業振興及び再犯防止施策などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。 |
| (協力事項) 第2条 三者は、次の取組みについて、協力して、調査・研究して、具体化する。 (1) 島根あさひ社会復帰促進センターの資源を活用した新たな地域振興に関する取組み (2) 出所者の社会復帰支援に関する取組み (3) その他三者が協議して必要と認める取組み |

ア 結果概要・考察

① 再犯防止への関わりについて

- ・犯罪をした人が浜田市に住むことや就職されることへの抵抗について、「はい」が48.3%、「いいえ」が48.5%であった。
- ・社会復帰のための地域住民の協力の必要性について、「はい」の回答が89%であった。
- ・犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う割合は、「思う」や「どちらかといえば思う」と回答した方が52.9%とであった。

- ・ 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由としては、「どのよ
うに接すればよいかわからない」が 57.9%、「不安だから」が 47.7%、
の順となった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ 地域住民の協力が必要だと考える回答が 9 割近くを占める一方、実際
に協力したいとの回答は 5 割程度であった。この要因としては、犯罪を
した人への接し方がわからないことや不安を感じるなど、情報が不足し
ていることによるものと考えられる。

② 再犯防止に協力する民間協力者について

- ・ 再犯防止に協力する民間協力者の認知度は、「保護司」が 72.6%、「更生
保護施設」が 52.4%、「少年補導員」が 51.0%、「協力雇用主」が 31.1%
の順であった。
- ・ 民間協力者を増やす必要があると思う方は 62.4%であり、民間協力者を
増やすには市は何をすべきかとの設問には、「民間協力者の活動広報」が
55.8%、「活動場所や財政的な支援」が 47.3%、「民間協力者への研修の
充実」が 42.6%の順であった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ 民間協力者になりたい人が詳細な情報を得られる機会を作ることが必
要と思われる。
- ▶ 就労には雇用主の協力が必要と考えるが、経営者の「協力雇用主」の
認知度が高くなかったことから、広報が必要と思われる。

③ 島根あさひ社会復帰促進センターについて

- ・ 施設の認知度については 95.9%、施設や受刑者の理解を深めるため施設
を見学したいと思うかについて、「はい」が 37.1%、「いいえ」が 58.4%
であった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ あさひ社会復帰促進センターの認知度は高い割合を占める一方、どの
ような受刑者が収容されているかを知らない方が多い。

④ 浜田市の再犯防止推進について

- ・再犯防止のためにどのようなことが必要かについて、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が65.5%、「刑事司法関係機関による指導等の充実」が58.9%であった。
- ・再犯防止に関して広く市民の理解や関心を深めるために市が取り組むこととして、「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」が42.0%、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」が41.8%であった。
- ・再犯防止を推進していくために、市が取り組むこととして、「民間協力者への活動場所の提供や財政的な支援」が50.9%、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」が44.9%であった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ アンケート結果や関係者へのヒアリングから、就労支援や住居支援により生活環境を整えることが再犯防止の推進に効果的と考える。一方で、選択肢とした様々な支援は簡単に出来ることではないという意見や、それらの支援に必要な費用を心配する意見もあった。
- ▶ 市民の再犯防止への理解を促す方法として、講演会や研修などが効果的と考えられる。
- ▶ 社会復帰を助け、見守る仕組みづくりが求められている。

イ 総括（島根県立大学生考察）

全体的に社会復帰支援に比較的理解があり、協力的である。

●課題 自らの直接的な協力支援に消極的な人が少なくない。

●原因 情報の不足が考えられる。

●対処 情報不足の解決が必要である。

ウ 必要な対策

- ①地域住民の理解・協力の推進や民間協力者の活動広報等の支援を行う。
- ②仕事と住居の確保等、安定した生活基盤の構築に向けて支援を行う。
- ③国や県、民間団体等との連携強化により、支援体制を整備する。

3 基本方針及び重点課題

(1) 基本方針

犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は別々のものではありません。

そのため、本市では、島根県再犯防止推進計画の基本方針を踏まえながら、浜田市地域福祉計画の基本理念である「互いを認め合い 支え合うまち」を念頭に、犯罪をした者等が社会的な孤立に陥ることなく、必要な支援を受け、安定した生活を再建することのできる環境づくりを目指します。

なお、再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、本計画に係る個人情報の適切な取扱いに配慮した上で、犯罪をした者等の支援に必要な情報について、支援関係者等と情報の共有を図ります。

< 島根県再犯防止推進計画「基本方針」 >

①地域における「息の長い支援」

誰もが基礎的な生活基盤を獲得、保持し、必要な保健医療福祉等の制度・サービスを利用することができ、地域の一員として暮らすことのできるよう、犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による息の長い支援を実施します。

②支援者間の連携、協働

就労、住居、保健医療福祉等支援の実施主体が多岐にわたるため、国、地方公共団体、民間団体等更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

③民間協力者の理解、支援活動の促進

再犯防止の取組や活動を広報する等により、更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

(2) 重点課題

本市では、国や県の再犯防止推進計画、地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点的に取り組むべき6つの課題を設定し、国や島根県、関係機関・団体等と連携を図りながら推進します。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 国や県・民間団体等との連携強化等

忘れてはいけない犯罪被害者等の存在

犯罪被害者やそのご家族・遺族は、犯罪そのものにより心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活を続けながら、犯罪によって受けた傷とずっと向き合わざるを得なくなります。

しかしながら、周囲の人々はこうした状況や気持ちをよく理解しているとはいえず、被害者が誤解されたり、さらに傷つけられたりといったこともしばしば起こっています。

被害者やそのご家族・遺族のために何ができるのか、もし不幸にして自分の身近な人が被害にあったらどのように向き合えばよいのか、私たち一人ひとりが、日ごろから、被害者の声に耳をかたむけ考えることが大切です。

(警察庁ホームページより引用)

4 取組施策

利用可能な各種施策・制度の活用を含め、関係機関等と連携し、一人ひとりの意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援を行います。

(1) 就労・住居の確保等のための取組

就労支援や住居確保支援を通じて、生活の安定を図ります。

① 就労の確保等

ア 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等を活用し、個別の状況に応じ、適切に就職及び就労定着の支援を実施します。【地域福祉課】

イ 障がい者への支援

障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就労支援に努めます。【地域福祉課】

ウ 高齢者の就業の場の確保

高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、「浜田市シルバー人材センター」の支援に取り組みます。【健康医療対策課】

エ 就労支援事業の普及啓発

協力雇用主、コレワーク等について、犯罪をした者等を雇用することの意義や制度を広報し、協力雇用主の開拓・確保に協力します。【商工労働課・地域福祉課】

オ 協力雇用主に対する支援

総合評価方式で発注する入札について、協力雇用主への登録の有無を評価項目における地域貢献の加点として試行的に取り入れてまいります。【契約管理課】

カ 刑務作業等への支援

地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の提案等を実施します。【旭支所産業建設課】

② 住居の確保等

ア 住宅確保要配慮者への支援

県内の居住支援協議会等を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。【建築住宅課】

イ 市営住宅の受け入れ等

住宅に困窮する者が入居しやすいよう、入居時の連帯保証人を不要にする等の環境整備を行いました。

今後も民間賃貸住宅の状況や関係団体のご意見を参考に、利用しやすい市営住宅を目指します。【建築住宅課】

ウ 住居確保給付金による支援

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。【地域福祉課】

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

ア 薬物依存に関する啓発活動

「ダメ、ゼッタイ。」普及運動を通じ、規制薬物の乱用は犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。【健康医療対策課】

イ 地域福祉計画への包含

福祉分野の上位計画として位置付けられている「地域福祉計画」の改定に際し、将来的に本計画を包含し策定することで、再犯防止に向けた幅広い支援に繋がります。【地域福祉課】

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

児童・生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

ア スクールカウンセラー等による相談対応の実施

小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に支援を行います。

【学校教育課】

イ 関係機関等との連携した相談支援

家庭環境等、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して、児童相談所等と連携し適切に相談支援を行います。【子育て支援課】

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

ア 女性の抱える問題に応じた支援

児童家庭相談窓口において、育児やDV等に関する女性からの様々な相談を受け付け、児童相談所(女性相談)と連携しながら適切に相談支援を行います。

【子育て支援課】

イ 人権意識向上の取組

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、また、社会復帰に向けて差別や偏見が生じないように、人権意識向上のための研修等を実施します。【人権同和教育啓発センター】

(5) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進等

民間協力者と連携し、犯罪をした者等の立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動を推進し、更生保護について地域の理解促進に努めます。

ア 更生保護ボランティア団体等への支援

更生保護サポートセンターやその他の更生保護団体の更生保護活動について、市の施設を貸与するなどの支援を行います。【地域福祉課、各支所市民福祉課】

イ 更生保護ボランティアの確保に対する支援

市の広報媒体において、保護司会等更生保護ボランティア団体の活動を紹介し、市民の理解促進に努め、ボランティアの確保を支援します。【地域福祉課】

ウ 民間協力者の表彰

保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるように努めます。また、国の顕彰制度に関して、国の機関が行う候補者推

薦に協力します。【地域福祉課】

エ 社会を明るくする運動の推進等

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間（7月）」について、広報活動を継続し実施します。【地域福祉課】

(6) 国や県・民間団体等との連携強化等

ア 民間団体等との連携

更生保護ボランティア団体や企業等と情報を交換・共有し、修学や就労等に向けた必要な支援を行い、安定した生活に繋がります。【地域福祉課】

イ 国や県等との連携

県が主催する「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」や、島根あさひ社会復帰促進センターとの「矯正施設連絡会議」を通じ、更生支援に関する現状や課題等について情報交換・共有を行います。【地域福祉課】

ウ 矯正施設所在自治体会議への参加

矯正施設が所在する市町村が矯正施設と共に地域における再犯防止策等を推進するなどして、地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的とした矯正施設所在自治体会議へ参加し、情報交換・共有を行います。【地域福祉課】

5 推進体制

本市の健康福祉部を中心に、関連する部署の連携・協力のもとに、本計画の総合的な推進を図ります。また、幅広い市民の参画のもと更生保護を推進するため、浜田市保健医療福祉協議会において必要事項の調査・審議をするとともに、計画の進捗状況の点検及び見直しを行います。

6 資料編

資料Ⅰ 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律〔平成28年12月14日法律第104号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっ

せん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関におけ

る体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受け取ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 2 再犯防止推進計画（政府計画）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止
国・地方公共団体・民間が丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

資料 3 浜田市保健医療福祉協議会

(担任事項)

市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

【浜田市保健医療福祉協議会委員名簿】

| 関係団体 | 職名等 | 氏名 | 備考 |
|-----------------|------|--------|-----|
| 浜田市医師会 | 会長 | 齋藤 寛治 | |
| 浜田市社会福祉協議会 | 会長 | 中島 良二 | 副会長 |
| 島根県立大学 | 教授 | 川中 淳子 | |
| リハビリテーションカレッジ島根 | 学校長 | 吉村 安郎 | |
| 浜田歯科医師会 | 会長 | 長野 悦郎 | |
| 浜田薬剤師会 | 顧問 | 川神 裕司 | |
| 浜田医療センター | 院長 | 飯田 博 | |
| 浜田市民生児童委員協議会 | 会長 | 勝手 俊美 | 会長 |
| 浜田市保育連盟 | 会長 | 山崎 央輝 | |
| 浜田市手をつなぐ育成会 | 会長 | 室崎 富恵 | |
| 浜田市高齢者クラブ連合会 | 事務局長 | 船附 克己 | |
| 浜田保健所 | 所長 | 村下 伯 | |
| 浜田警察署 | 署長 | 佐々木 肇 | |
| 浜田児童相談所 | 所長 | 長谷川 美穂 | |
| 浜田市校長会 | 会長 | 樋野 淳巳 | |
| 浜田地域協議会 | 委員 | 肥塚 由美子 | |
| 金城地域協議会 | 委員 | 三浦 兼浩 | |
| 旭地域協議会 | 委員 | 村武 謙司 | |
| 弥栄地域協議会 | 委員 | 三浦 寿紀 | |
| 三隅地域協議会 | 委員 | 岡田 綾子 | |

資料 4 浜田市再犯防止推進計画策定専門部会

(担任事項)

浜田市保健医療福祉協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

【浜田市再犯防止推進計画策定専門部会員名簿】

| 関係団体 | 職名等 | 氏名 | 備考 |
|----------------------|-----------------|------------------|-----|
| 松江地方検察庁浜田区検察庁 | 統括検務官 | 金子 徹 (小笠原 薫) | |
| 松江保護観察所 | 統括保護観察官 | 笹岡 省三 (近藤 由美) | |
| 島根あさひ 社会復帰促進センター | 総務部調査官 | 谷垣 昌俊 (三木 武) | |
| 浜田警察署 | 生活安全課 生活安全係長 | 山本 和之 | |
| 島根県健康福祉部地域福祉課 | 主任主事 | 長谷川 研 (田中 絵美) | |
| 浜田公共職業安定所 | 就職支援 ナビゲーター | 山本 哲也 (坂野 恭司) | |
| 島根県立大学 | 准教授 | 豊田 知世 | 会長 |
| 浜田地区保護司会 | 会長 | 服部 孝之 | 副会長 |
| 社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会 | 生活福祉課長 | 向原 仙子 | |

※ () は前任の専門部会員

浜田市再犯防止推進計画

令和●年度（202●年度）～令和●年度（202●年度）

計画策定年月：令和●年（202●年）●月

発行・編集：浜田市健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9300

FAX：0855-22-9733